

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで
昭和46年に会社を退職し大学に入学した。

昭和50年頃に実家のあるA市に戻った時、父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は父親が納付してくれた。

両親から私の国民年金保険料は全て納付していると聞いており、申立期間直前の期間については、領収証書等により特例納付などで納付したことも確認できるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同手帳記号番号の直前の国民年金被保険者の加入記録により昭和50年3月頃払い出されたことが推認でき、この時点において、申立人が20歳に到達した時点まで遡って、被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、申立人の国民年金保険料については、国民年金手帳記号番号払出後の昭和50年4月から現年度納付により納付されているとともに、同年12月には、46年2月から48年3月までの国民年金保険料を特例納付により、48年10月から50年3月までの国民年金保険料を過年度納付により納付している。

さらに、申立期間当時、社会保険事務所（当時）は国民年金保険料の未納者に対し過年度納付書を翌年度当初に送付していたことが確認でき、申立人に対し、申立期間に係る過年度保険料の納付書が送付されたものと考えられることから、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料だけ納付しなかった

とは考え難い。

加えて、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間当時、申立人の父親が申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとされる申立人の母親の国民年金保険料は申立期間においても納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年7月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年7月から平成2年3月まで
② 平成2年7月から3年3月まで
③ 平成4年2月及び同年3月

昭和49年に結婚し、夫が52年2月に会社を退職したのを契機に国民年金に加入した。53年3月からは夫が自営業を始めたので、経理事務を担当し、国民年金保険料は夫婦二人分を私が金融機関の窓口で納付していた。

夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたことを覚えている。申立期間について、夫は納付済みとされているのに、私は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入記録により、昭和58年9月頃に払い出されたことが推認できるとともに、B市が保管する申立人及びその夫に係る国民年金被保険者名簿並びにオンライン記録により、申立人は、その夫が国民年金の被保険者資格を取得した52年2月に遡って国民年金被保険者資格を取得し、58年4月分から国民年金保険料を納付し始めたことが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人の昭和58年4月から申立期間①の直前である62年6月までの国民年金保険料の納付日は、申立人の夫に係る国民年金保険料の納付日と同一日であることが確認できることから、申立人は、その主張のとおり、58年4月以降において、申立人の夫の国民年金保険料とともに自身の保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、申立人及び業務委託先の税理士事務所から提出された昭和62年分

及び63年分の所得税の確定申告書（控）において、国民年金に係る支払保険料額は、当該年における二人分の国民年金保険料額と一致することから判断すると、申立期間①のうち、62年7月から63年12月までの国民年金保険料は、納付されていたものとするのが自然である。

一方、昭和62年7月から63年12月までの期間を除く申立期間①、申立期間②及び③については、申立人及び業務委託先の税理士事務所から提出された平成元年分から4年分までの所得税の確定申告書（控）において、国民年金に係る支払保険料額は、それぞれの年における一人分の国民年金保険料額と一致する金額が記載されている上、業務委託先の税理士事務所では、提出された領収書に基づき確定申告書を作成していたと回答していることから、申立人の国民年金保険料が当該期間において納付されていたことが確認できない。

また、オンライン記録によれば、申立人とその夫の国民年金保険料の納付日が再び一致するのは、平成6年4月分以降であることが確認できることから判断すると、申立人の夫の国民年金保険料が上記期間において納付されていることのみをもって、申立人が当該期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたものとは考え難い。

さらに、申立人の主張のほかに申立人が上記期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿等）は無く、このほか、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年7月から63年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 564

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から50年3月まで
20歳となった昭和41年*月頃、母親が私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。

昭和45年に結婚するまでは、母親が自らの分と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれていたが、結婚後は夫婦二人分の国民年金保険料を妻が納付組織を通じて納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを覚えているのに、申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入記録により、昭和50年3月頃に払い出されたことが推認でき、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、昭和41年11月から47年12月までの期間は特例納付により、48年1月から49年3月までの期間は過年度納付により、49年4月から50年3月までの期間は現年度納付により国民年金保険料を納付することが可能であるところ、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の妻も「申立人の申立期間に係る国民年金保険料は申立人の母親が納付していたと思っていた。」と供述している上、申立期間の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は既に亡くなっているため、申立人の申立期間における国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間は101か月と長期間である上、申立人の母親が申立期間

の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から56年3月まで

昭和57年3月頃、A町役場B支所で国民年金の加入手続を行った。国民年金の加入手続を行ったと同時に、母が役場職員の勧めにより過去の国民年金保険料の未納分を遡って納付したことを覚えている。

申立期間が国民年金保険料の未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の同手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入年月日から、昭和57年3月に払い出されたことが推認でき、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったと同時に、申立人の母親が役場職員の勧めにより過去の国民年金保険料の未納分を遡ってA町役場B支所窓口で納付したことを覚えていると供述しているところ、国民年金手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、昭和47年10月から54年12月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができず、55年1月から56年3月までの期間の国民年金保険料は、過年度納付が可能であるが、制度上、市町村役場窓口では納付することができなかつたと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとされる申立人の母親は、既に亡くなっているため供述を得ることができず、申立期間の国民年金保険料の納付状況が不明である上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1184 (事案 337 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 48 年 6 月 14 日まで

A社(昭和 38 年 4 月当時は、B事業所。現在は、C社)に昭和 38 年 4 月 1 日から平成 9 年 4 月 14 日まで勤務した。前回の申立てでは記録の訂正が認められなかったが、38 年 4 月に同社に入社した後に社会保険の加入手続の書類を作成したこと、また、42 年 2 月に国税局の査察があり同社は追徴課税を受けたことを思い出した。査察後、会社は急成長し税務署管内一番の高額納税会社になったことから、同社が私を厚生年金保険に加入させていないことは考えられないので再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、C社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届確認通知書において、申立人の資格取得日は昭和 48 年 6 月 14 日となっており、これは社会保険事務所(当時)が保管するA社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致し、これ以前に申立人と思われる加入記録は無く、同社が申立人の資格取得日を同日として届け出たものと考えられること、また、42 年 4 月のA社の設立以降は、事業主及びその親族も厚生年金保険に加入すべきところ、申立人の被保険者資格の取得は 48 年 6 月、創業者である父の同資格取得は 45 年 2 月、申立人と同じように同社の役員となっていた兄の同資格取得は 48 年 11 月であり、A社は設立後も事業主一族を速やかに厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 38 年 4 月にA社に入社した後に、社会保険の加入手続の書類を自ら作成したこと、また、42 年 2 月に国税局の査察により同社が

追徴課税を受けたことを思い出し、査察後、会社は急成長し税務署管内一番の高額納税会社になったことから同社が申立人を厚生年金保険に加入させていないことは考えられないとして再度の申立てを行っている。

しかしながら、申立人は、昭和 38 年 4 月に A 社に入社してからしばらく後に社会保険の加入手続の書類を自ら作成したと主張しているものの、申立人からはこの主張を裏付ける関係資料等の提供は無く、申立人の主張を確認することができない。

また、申立人は、昭和 42 年 2 月に国税局の査察があり、その後、A 社は急成長し税務署管内一番の高額納税会社になったと申し立てしているところ、C 社は同年 2 月に国税局の査察があったか否かについて不明と回答しており、当該事実について確認することができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、同社における厚生年金保険の被保険者数は、昭和 41 年 4 月 1 日時点の 17 人から、48 年 4 月 1 日時点の 97 人と増えていることが確認でき、申立人の主張どおり事業所規模を拡大していったことがうかがわれるものの、これをもって申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者として、給与から保険料を控除されていたものと推認することはできない。

加えて、申立人からは給与から保険料が控除されていたことを示す新たな資料の提出及び上記以外の周辺事情に関する供述は無い。

これらのことから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1185（事案 190 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月頃から 35 年 8 月頃まで

昭和 34 年 8 月頃から 35 年 8 月頃まで、A社に勤務したにもかかわらず、社会保険庁（当時）から厚生年金保険加入記録が無い旨の回答を受けたので、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

手に技術を持っていたので、前の会社を辞めてから 1、2 か月後には、問屋の紹介でA社で働き始めたことを記憶している。再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は、当時の社員の供述により申立人が同社に在籍していたことは確認できるとしているものの、同社には賃金台帳等、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料は無いこと、及び当時の従業員数（13 人から 15 人）に比べ、同社の厚生年金保険の新規適用時（昭和 34 年 11 月 1 日）の厚生年金保険被保険者数は 8 人であることから、申立期間当時、申立事業所では全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 12 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時、A社には、販売を請け負う外渉の者が出入りしており、従業員数には、これらの者が含まれているのではないかとし、常勤だった自分が厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったとは考えられないとして再度の申立てを行っている。

しかしながら、同僚からは申立人の在籍期間に係る具体的な供述を得るこ

とができない上、申立事業所で昭和 35 年 7 月頃に勤務を開始し、社会保険の届出事務を担当していたとする同僚は、勤務開始から約 9 か月後の 36 年 4 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、同人は同日付けで同資格を取得した別の同僚 3 人（申立人と同一部門の勤務者、事務職及び店舗内での販売職）の入社時期については、それぞれ 35 年 7 月以前、同年 9 月頃及び 36 年になってから入社したと記憶していると供述していることから判断すると、当時、当該事業所では、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠番は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 42 年 12 月 31 日まで
A 県 B 市に所在する C 事業所に昭和 38 年 5 月から 42 年 12 月末まで、夫と一緒に住み込みで勤務した。ねんきん特別便によると、申立期間における厚生年金保険の記録が無く納得がいかない。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において C 事業所に継続して勤務していたと申し立てているところ、オンライン記録において、申立期間に C 事業所に係る被保険者記録が確認できる申立人の妹及び同僚で連絡先が確認できた 3 人のうち回答を得られた 2 人からは、申立人の申立期間に係る勤務実態について具体的な供述を得ることができない。

また、C 事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、C 事業所に係る申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 39 年 11 月 6 日から夫が同事業所に係る被保険者資格を喪失する 42 年 12 月 31 日までの期間、夫の健康保険の被扶養者として認定されていたことが確認できることから、当該期間について、申立人が厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

加えて、C 事業所は、前述のとおり、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の労働者名簿、賃金台帳等の資料は無く、申立人も申立期間に係る給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することが

できない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。